

屋久島町 通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 3 月 14 日策定

（平成 29 年 8 月改定版）



屋久島町・屋久島町教育委員会
屋久島町通学路安全対策委員会

1 プログラムの目的

平成24年4月以降，登下校中の児童らの列に自動車が入り込み，死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生したことから，文部科学省から都道府県教育委員会に対し，「通学路の安全確保について（依頼）」（平成24年5月1日付け24文科ス第93号スポーツ・青少年局長通知）がありました。また，国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し，関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう各省庁から関係機関へ依頼があったところです。

これを受け，屋久島町では，「住民が安全で安心して暮らせるまちづくり」を目標に掲げ，交通安全・地域安全の推進，交通機関と道路の充実等の施策を進めていることから，子どもたちの登下校時の安全・安心確保のため，屋久島町通学路安全対策プログラム（以下「プログラム」という。）を策定しました。

プログラムの概要

- 1 関係機関が一体となり，通学路の安全確保に努めます。
- 2 緊急的な対策完了後も効果検証を行い，次の対策に生かします。
- 3 平成25年度以降も，継続的に合同点検を実施します。
- 4 児童生徒の安全教育を充実させ，自ら安全を確保できるようにします。



2 通学路安全推進委員会の設置

■関係機関等の役割分担

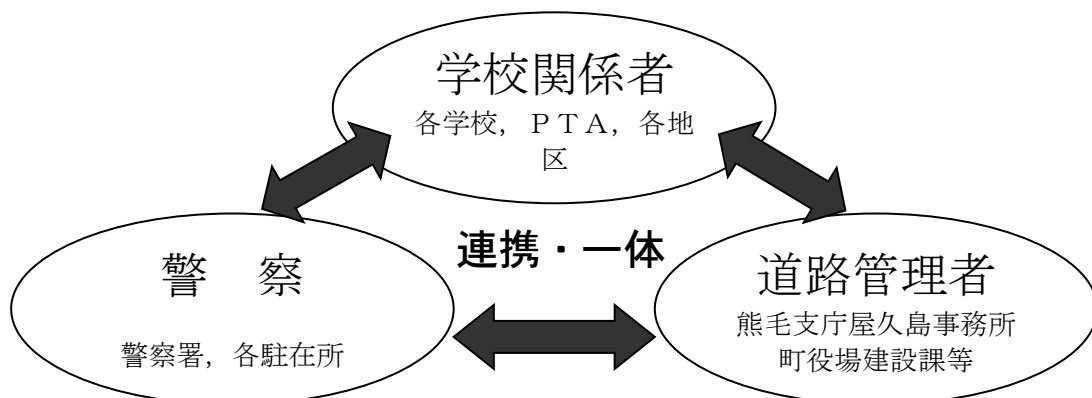
- 道路管理者（熊毛支庁屋久島事務所、町役場建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道整備や防護柵の設置等の安全確保に取り組めます。
- 屋久島警察署は、児童生徒の安全・安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締等に取り組めます。
- 町役場消防交通係は、関係機関や組織と連携し、道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯等の取組から、児童生徒の安全確保対策に取り組めます。
- 町教育委員会は、学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組めます。
- 学校は、より安全な通学路を指定した上で、学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関や組織と協議して改善を要請します。
- P T Aは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導やパトロール等の校外指導、家庭における安全教育等を行います。
- 各地区では、地域住民やスクールガードによる交通安全・防犯活動等の見守り活動を行うとともに、地域安全に係る環境整備要望等を取りまとめ、関係機関への要請等を継続して行います。

■通学路安全対策委員会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策委員会」を設置しました。本プログラムは、この委員会で協議し、策定しました。

- ・ 屋久島町教育委員会
- ・ 屋久島町役場建設課道路係
- ・ 熊毛支庁屋久島事務所建設課道路係
- ・ 屋久島町役場総務課消防交通係
- ・ 屋久島警察署交通課

■関係機関等の連携イメージ



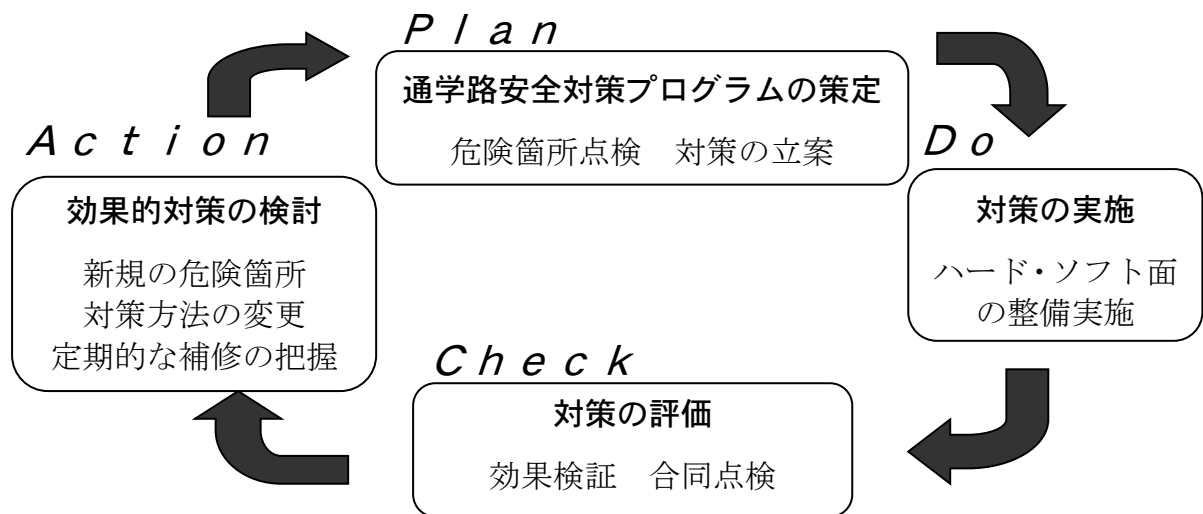
2 取組方針

■基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

○通学路の安全確保に向けたPDCAサイクル



■定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・毎年1回、町内の小学校、道路管理者、警察、関係課から危険箇所を報告してもらい、合同点検を実施します。
- ・通学路安全推進協議会において、優先的整備箇所の抽出や対策方法を確認し、効率的かつ効果的な対策を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校代表者・教育委員会・道路管理者・警察等が参加する合同点検を行います。

■対策の検討

小学校ごとに実施した合同点検の結果から明らかになった対応必要箇所について検討し、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対応必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

■対策の実施

対応の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

■対策の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、小学校へのアンケート調査等を実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

■改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

■箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「箇所一覧表」及び「箇所図」を作成し、公表します。